

三重県営総合競技場陸上競技場整備事業

整備概要

平成26年 3月

三重県地域連携部スポーツ推進局国体準備課

目次

I	はじめに	1
II	基本事項	2
1.	敷地概要	
2.	現況施設概要	
III	現況施設における課題について	7
1.	メイン競技場（メインスタンド部分）における課題	
2.	メイン競技場（サイドスタンド部分）における課題	
3.	メイン競技場（バックスタンド部分）における課題	
4.	メイン競技場（フィールド部分）における課題	
5.	メイン競技場（その他設備）における課題	
6.	補助競技場における課題	
IV	施設整備の基本的な考え方	9
1.	整備方針	
2.	整備の基本的な方向性について	
3.	構造・設備等について	
4.	その他の考慮すべき項目	
V	施設整備内容について	13
1.	メイン競技場（メインスタンド部分）の整備内容	
2.	メイン競技場（サイドスタンド部分）の整備内容	
3.	メイン競技場（バックスタンド部分）の整備内容	
4.	メイン競技場（フィールド部分）の整備内容	
5.	メイン競技場（その他設備）の整備内容	
6.	補助競技場の整備内容	
7.	その他施設整備	

資料編

【別表 1 : 大規模大会開催に向けての考察】	資料 - 1
【別表 2 : メインスタンド整備後諸室リスト】	資料 - 7
【別表 3 : 「位置・規模・構造の基準別表】	資料 - 12
【別図- 1 : 現況施設配置図】	資料 - 14
【別図- 2 : 改修後施設配置計画図】	資料- 15

I はじめに

三重県営総合競技場陸上競技場は昭和43年に供用を開始した三重県内唯一の日本陸上競技連盟公認第1種陸上競技場である。過去には昭和50年の三重国体の開閉会式や陸上競技の会場となる等、長きにわたり三重県内のスポーツ振興の拠点となる施設として供用されてきた。しかし、当陸上競技場は、供用開始から45年が経過し老朽化が著しいこと、競技規則の変更により第1種公認陸上競技場としての施設基準を満たしていない箇所があること等が課題となっている。今後、平成30年の全国高等学校総合体育大会、平成33年の国民体育大会といった大規模陸上競技会の開催を見据えた場合、これらの課題を解決する必要がある。

また、今後も県を代表する陸上競技場としてだけでなく、多目的に利用できる施設として、長きにわたり幅広い県民の皆さんにご利用いただく必要がある。

さらに、合理的な費用の範囲で中長期にわたる維持管理を可能とする施設・設備の整備が求められる。

この整備概要は、第1種公認陸上競技場としての仕様を満たしつつ、多目的利用と利便性の確保、並びに合理的、効率的な維持管理等の施設運営を可能にするための整備の基本的な考え方と主な整備内容について整理し、取りまとめたものである。

この競技場が求められる機能を十分に備え、整備が計画的に進められるようこの概要を十分に活用していくことといたしたい。

II 基本事項

1. 敷地概要

(1) 敷地面積

- ・ 185, 426. 00 m² (五十鈴公園全体)

五十鈴公園敷地は、陸上競技場エリア、体育館エリア、公園緑地エリアに分かれる。

このうち、整備対象区域となる陸上競技場エリアは約105, 000 m²である。

(2) 敷地に係る地域地区など

- ・ 都市計画区域内であるが、用途地域は指定されていない。
(建ぺい率4／10。容積率20／100)
- ・ 防火地域、準防火地域ではない。
- ・ 風致地区である。(朝熊山風致地区)
- ・ 高度地区の指定はされていない。
- ・ 伊勢市所管の都市計画公園内である。(五十鈴公園)
- ・ 公園内の土地は伊勢市所有地、国有地の部分がある。

(3) 現状の既存建物

現状の既存建物は次のとおりである。

a. 陸上競技場に関するもの

- ・ 競技場メインスタンド
- ・ 競技場バックスタンド
- ・ 北トイレ棟
- ・ 南トイレ棟

b. 体育館に関するもの

- ・ 体育館
- ・ 別館体育館
- ・ 渡り廊下
- ・ トレーニングセンター
- ・ トレーニングセンター前渡り廊下
- ・ 多目的トイレ棟
- ・ 多目的トイレ前渡り廊下

現状の総建築面積10, 895. 21 m²、総床面積10, 647. 28 m²である。

現状の建ぺい率、容積率共におよそ6／100である。

(4) 交通アクセス

敷地北側 1.5 km に伊勢自動車道伊勢インターチェンジがあり、それに交差する国道 23 号線が敷地西側に位置している。

最寄り駅は近鉄五十鈴川駅である（直線距離 1.7km）。

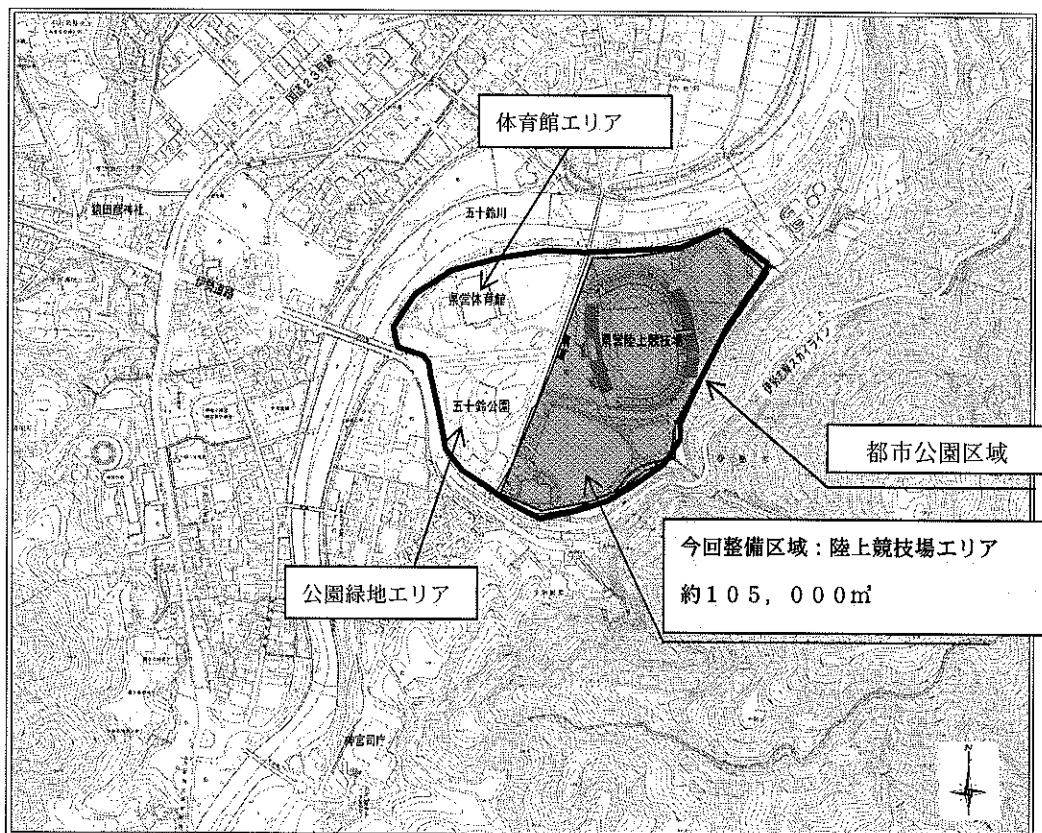
(5) 周辺施設等

敷地周辺北、西側は、猿田彦神社など神社建物が多く、また事務所、店舗、住宅などの市街地となっている。周辺南、東側は、殆ど崖地であるが、伊勢神宮内宮またその関連施設、駐車場がある。

三重県営総合競技場陸上競技場（以下、「県営陸上競技場」という。）は五十鈴公園の東半分を占めており、県道を挟んで、北西側は県営体育館、南西側は公園緑地となっている。公園北側には五十鈴川が流れ、南側、東側は一部崖地を挟んで伊勢道路、伊勢志摩スカイラインが供用されている。

上記のように敷地に接する空き地は少なく、敷地拡張の余地は少ない。

駐車場に関しては周辺に大規模な市営駐車場が有るが、専ら伊勢神宮への参拝用に供しており、当該競技場の利用に供し得る余地は少ない。



現況敷地周辺図

2. 現況施設概要

(1) 県営陸上競技場の沿革

県営陸上競技場は、昭和43年から供用が開始され、当初は第1種公認競技場のメイン競技場1か所、第2種公認競技場（供用開始当時）の補助競技場1か所の陸上競技場として供用された。

県営陸上競技場として5年ごとの第1種公認更新に伴う改修工事（S63、H5、H10、H15、H19、H24）及びバリアフリー化工事（H12）、大型映像設備（H14）等の改修を行い現在に至っている。

(2) 現況の施設

現況の施設は次のとおりである。

《メイン競技場》

- ・メインスタンド

R C造 3階建

建築面積 3282.50 m²

延床面積 2952.71 m²

（1階 2248.10 m²、2階 363.60 m²、3階 260.20 m²、その他 134.81 m²）

収容人員 6,000人（長尺シート）

- ・サイドスタンド

芝生スタンド 12,395 m²

収容人員 12,000人（芝生席）

- ・バックスタンド

R C造 2階建

建築面積 2470.83 m²

延床面積 403.23 m²

収容人員 6,000人（長尺シート）

- ・雨天練習走路 70m×4コース

- ・夜間照明 フィニッシュライン用照明あり

- ・トラック 400m 9コース 全天候舗装

- ・インフィールド 104×67m 天然芝舗装

- ・第1種公認競技場

《補助競技場》

- ・トラック 300m 6コース（直線8コース）全天候舗装

- ・インフィールド 天然芝舗装

- ・跳躍助走路（走幅跳・三段跳、棒高跳）、砲丸投げサークル

- ・第4種公認競技場

現状の施設状況を【別図-1：現況施設配置図】に示す。

また、現況施設における競技施設基準への適合状況については【別表1：大規模大会に開催に向けての考察】を参照のこと。

(3) 現況諸室リスト

現況諸室については、下記のとおりである。

emainスタンド1階		
室名	面積(m ²)	備考
事務室	59.3	
宿直室(和室)	17.3	
湯沸室	4.9	
管理事務所長室	27.2	
男子便所・女子便所	91.6	男女各2か所
電気室	27.2	
医務室	40.4	
情報処理室	83.4	
記録室	29.9	
本部室	83.4	
倉庫	19.1	
ボイラー室	27.2	
男子シャワー室・洗面室	59.3	シャワー9基
女子シャワー室・洗面室	45.0	シャワー6基
男子浴室	22.2	
女子浴室	16.2	
予備室	41.7	
審判控室	288.3	男女各1か所
更衣室		男女各1か所
器具庫	411.3	3か所
トレーニング室	77.2	
報道員室・表彰控室	82.1	
会議室	113.7	
審判員室	62.6	

emainスタンド2階		
室名	面積(m ²)	備考
予備室	89.7	
倉庫	7.0	
男子便所・女子便所	236.2	男女各2か所

emainスタンド3階		
室名	面積(m ²)	備考
貴賓室	45.6	便所 6.5 m ² 含む
随員室(1)	40.4	
随員室(2)	63.2	
湯沸室	7.7	
便所	10.1	

emainスタンド スタンド部		
室名	面積(m ²)	備考
第1ブース	24.3	便所 6.5 m ² 含む
第2ブース	24.3	
第3ブース	24.3	
写真判定室	45.9	
アナウンスブース		

バックスタンド		
室名	面積(m ²)	備考
器具庫・倉庫	212.6	計5か所
男子便所・女子便所	189.0	男女各4か所

III 現況施設における課題について

1. メイン競技場（メインスタンド部分）における課題

現況メインスタンドについては、陸上競技施設基準や実際の競技会での利用を考慮した場合、下記の課題がある。

《第1種陸上競技公認基準の適合に関する課題》

- ・メインスタンドの観客収容数7,000人を満たしていない。（現況6,000人）
- ・メインスタンドに屋根がない。
- ・メインスタンドダッガーアウトの床のレベルとグランドレベルの段差が基準を満たしていない（基準：50cm以内、現況：70cm）。
- ・公認基準上必要な諸室が、規定の場所にないものがある。（例　電光掲示盤操作室や放送室がスタンド上層部にない、ドーピング検査室がない等）

《競技会等での施設利用に際しての課題》

- ・サイドスタンドへの連絡通路がないため、スタンド間での円滑な移動ができない。
- ・貴賓席への動線と観客の動線が分離されていない。
- ・貴賓席がオープンスペースとなっている。
- ・エレベーターがない。
- ・トイレはほとんどが和式便器、床も湿式である。
- ・スタンド下に雨漏りが発生している。
- ・耐震性能を満たしているが、建物の構造的余力が少ない。

2. メイン競技場（サイドスタンド部分）における課題

現況のサイドスタンドについては、下記の課題がある。

- ・サイドスタンド上部の通路が平坦でないため、車いす利用者の円滑な移動が困難である。
 - ・メインスタンドへの連絡通路がないため、スタンド間での円滑な移動ができない。
- （再掲）

3. メイン競技場（バックスタンド部分）における課題

現況のバックスタンドについては、下記の課題がある。

- ・スタンド部分の防水機能が低下しており、スタンド下（器具庫等）への雨漏りがある。
- ・スタンド座席（長いすタイプ）が老朽化している。

4. メイン競技場（フィールド部分）における課題

現況のメイン競技場フィールド部分については、下記の課題がある。

- ・舗装厚やレーン幅が日本陸上競技連盟の基準を満たしていない部分がある。

- ・インフィールド部分の幅跳び・棒高跳び走路の幅が広いため、サッカー、ラグビーのフィールドが確保できない。

5. メイン競技場（その他設備）における課題

現況のメイン競技場におけるその他の設備については、下記の課題がある。

- ・照明設備について、フィニッシュライン上に設置されているが、日本陸上競技連盟の基準の照度（トラック全体の平均照度 1000Lx 程度、フィニッシュライン上 1500Lx 以上）を満たしていない。
- ・電光掲示盤が設置されているが、設置から 10 年以上が経過し、一部保守部品の調達ができない。
- ・大規模競技会開催時に必要な監視カメラ（12か所）が設置されていない。
- ・競技場全体において、雨天時に選手が待避できるスペースが少ない。

6. 補助競技場における課題

現況の補助競技場については、下記の課題がある。

- ・現況の補助競技場は 1 周 300m 6 レーン（直走路 8 レーン）の第 4 種公認競技場であり、第 1 種公認競技場の補助競技場として必要な第 3 種公認競技場の基準（1 周 400m）を満たしていない。
- ・大規模競技会においてメイン競技場の至近に設置すべき投てき場がない。

IV 施設整備の基本的な考え方

1. 整備方針

(1) 日本陸上競技連盟第1種公認陸上競技場の基本仕様への対応

日本陸上競技連盟の定める第1種公認陸上競技場の基本仕様を満たすよう施設整備を行うものとする。

(2) 多目的利用への対応

インフィールド部分の有効活用を図り、サッカー、ラグビー等での利用ができるよう施設整備を行うものとする。

(3) 周辺環境への配慮

計画地は風致地区となっており、東側・南側は伊勢志摩国立公園が広がる立地条件となっているため、これらの周辺環境に配慮して施設整備を行うものとする。

(4) エネルギーとライフサイクルコスト等への配慮

エネルギー効率やライフサイクルコスト、さらにCO₂排出量の削減等、地球温暖化対策等の観点も含め、できる限り高効率で低成本、メンテナンスフリーな施設整備を行うものとする。

2. 整備の基本的な方向性について

(1) メインスタンド

整備方針及び下記の点を考慮し、メインスタンドについては建替えにより整備を行うこととする。

- ① 既存建物を活かした改修では高さや拡張スペースの制限により、メインスタンドの観客収容数7,000人を満足する整備が困難である。
- ② 既存建物を活かした改修では既存メインスタンドの構造的な余力が小さく、特に屋根の設置にあたっては設置方法・範囲が限定される。
- ③ 既存建物に対する増築や屋根の設置の場合は意匠的に不完全なものとなるが、建替えの場合はフィールドを含めた全体の美観を考慮して設計することができる。
- ④ 昭和43年の供用開始以来45年が経過し、既存建物を活かしたとしても、早晚大規模改修を余儀なくされ二重投資の恐れも否定できないうえ、現時点での耐震基準は満たすものの、耐用年数経過後に南海トラフ巨大地震が発生した場合の安全性に対し懸念がある。
- ⑤ 建替えの場合は諸室配置や動線を考慮した自由な設計ができ、ユニバーサルデザインへの配慮も可能となる。

(2) サイドスタンド・バックスタンド

サイドスタンド・バックスタンドについては、既存施設を改修することで、課題の解決を図るものとする。

(3) 補助競技場、その他施設

補助競技場については、既存の位置で1周400mのトラックに改修することが困難なことから、メイン競技場南西側に移転設置し、隣接する場所に投てき場を新たに整備するものとする。

(4) 施設配置計画

改修後の施設配置計画は【別図2：改修後施設配置計画図】のとおりとする。

メイン競技場南ゲート付近に選手召集場所の設置を想定し、選手と観客の動線を分離する計画とする。

また、既存補助競技場の位置に駐車場を整備する計画とする。

3. 構造・設備等について

(1) 構造について

本施設は多数の者が利用する施設であることから、耐震性能は「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」における構造体の耐震安全性の目標分類II類とする。

また、火災・延焼による被害を防止し、消火活動が十分に行え、二次災害が発生することがないような耐火性能及び防煙・防火性能を持たせることとする。

(参考) 「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」より抜粋

耐震安全性の分類をII類とする建築物については、大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。対象施設は災害応急対策活動に必要な官庁施設、危険物を貯蔵又は使用する官庁施設、多数の者が利用する官庁施設等とし、位置・規模・構造の基準別表^(※) (四)、(六) から (九) 及び (十一) に掲げる官庁施設とする。

(※) 別表は資料編【別表3「位置・規模・構造の基準別表」】を参照のこと。

(2) 電気設備について

省エネルギーに配慮した設備や日常の管理運営が容易な設備の整備を行うこととする。

(3) 空気調和設備について

エネルギー消費を減らすため、個別コントロールができる空調システムを導入する等、合理的な範囲で効果的・効率的な空調方式を選定し整備を行うものとする。

また、日常の管理運営が容易で、維持管理費が抑えられる設備を整備するものとする。

(4) 給排水衛生等設備について

節水に配慮し、管理運営の容易な設備を整備する。また、雨水の便所洗浄水や施設内散水等への有効活用法の導入可能性についても検討を行うものとする。

(5) 防災・保安関連設備について

施設内の防災・保安状態を一元管理するために、電気・空気調和・防災設備等の運転状態を中央監視システムで監視できるよう設備整備を行うものとする。

緊急連絡ボタンや監視カメラの設置等、安全性に配慮した設備整備を行う。

(6) 駐車場等について

駐車場として利用できるスペースとしては、陸上競技場西側（メインスタンド前）と東側（既存補助競技場設置箇所）があることから、補助競技場の移設や投げき練習場の整備をふまえ、これらの場所を活用して、新たに駐車場整備を行うこととし、現行以上の収容台数を確保できるよう努めるものとする。

4. その他の考慮すべき項目

整備にあたって適用が必要となる法令・基準等については、最新のものに基づき設計を行うこととする。

主なものは下記のとおりである。

- ・建築基準法
- ・三重県建築基準条例
- ・都市公園法
- ・三重県都市公園条例
- ・都市計画法
- ・消防法
- ・三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例
- ・バリアフリー法
- ・伊勢市景観条例
- ・土壤汚染対策法
- ・三重県生活環境の保全に関する条例

- ・伊勢市風致地区内における建築等に関する条例
- ・みえ公共建築物等木材利用方針
- ・日本陸上競技連盟競技規則ならびに競技場に関する規則、細則
- ・屋外体育施設の建設指針

その他、関係する法律・条例等についても最新のものに基づき設計を行うこととする。

V 施設整備内容について

1. メイン競技場(メインスタンド部分)の整備内容

- ①メインスタンド延床面積は、諸室の必要面積を積算した結果をふまえ、約 4,500 m²程度を想定する。(スタンド床面積、コンコース面積を除く)
- ②観客席は個別席で 7,000 人以上の収容が可能なものとする。
- ③メインスタンド全体に屋根を設置するものとする。
- ④日本陸上競技連盟発行の「陸上競技ルールブック 2013 年度版」の「第 1 種・第 2 種公認陸上競技場の基本仕様」の新設第 1 種公認陸上競技場（多目的）の各規定を満たすよう整備を行うものとする。
- ⑤諸室については「資料編」【別表 2：メインスタンド整備後諸室リスト】のものを想定している。廊下、階段、エレベーター、便所等は適宜配置するものとする。

2. メイン競技場（サイドスタンド部分）の整備内容

- ①サイドスタンド上部の通路を平坦にし、車いす利用者も円滑に通行できるようにする。
- ②メインスタンドとの連絡通路を整備し、メイン・サイドスタンド間の動線の確保を行うものとする。
- ③スタンド壁面の老朽化修繕や塗装改修を行うものとする。
- ④選手が雨天時に退避するスペースを確保するため屋根を設置するものとする。場所はサイドスタンドを想定する。

3. メイン競技場（バックスタンド部分）の整備内容

- ①スタンド表面に防水工事を施し、雨漏りを解消するものとする。
- ②バックスタンド部分の座席を撤去し、新たな座席（長いすタイプ）に更新するものとする。
- ③スタンド部の老朽化修繕や塗装改修を行うものとする。

4. メイン競技場（フィールド部分）の整備内容

- ①メイン競技場フィールド部分については、走路、フィールド部の全面改修を行うこととし、日本陸上競技連盟の公認基準を満たす整備とすることはもちろん、サッカー・ラグビー等の利用も踏まえた整備を行っていくものとする。
- ②陸上競技で使用される計測機器等の設置や、それらの機器等を作動させるために必要な配線や配管（地上・地中）について改修を行うものとする。
- ③フィールド状態を良好に保つための排水施設について改修を行うものとする。

5. メイン競技場（その他設備）の整備内容

- ①夜間照明設備を設置し、公認基準（地上 1.22m の高さで平均照度 1000 Lx 程度、フィニッシュライン上 1500Lx 以上）を満たすものとする。
- ②大型映像装置について、現在の製造されている部品で適切な保守ができる状態となるよう映像装置内部を改修する。
- ③競技監視用の監視カメラを適切な場所に 12 台設置する。

6. 補助競技場等の整備内容

- ①既存補助競技場を撤去し、メイン競技場南西側に第 3 種公認陸上競技場を移転設置する。なお、設置する補助競技場は競技会の開催を可能とするため 1 周 400m 8 レーンとするものとする。
- ②補助競技場での競技会開催時に必要な写真判定室を設置する。写真判定室の面積は 30 m² 程度を想定する。
- ③補助競技場に隣接する場所に投げ練習場を新たに整備する。投げ練習場の整備にあたっては「陸上競技ルールブック（日本陸上競技連盟発行）」の「第 1 種公認陸上競技場付帯による投げ場公認に関する細則」の各項目を満たすものとする。
- ④第 3 種公認陸上競技場に必要な競技用器具を収納できる器具庫（幅 10 m × 奥行 15 m × 高さ 4 m を 2 か所）を整備する。
- ⑤補助競技場利用者が使用する屋外トイレの設置を行う。

7. その他の施設整備

- ①所要の外構施設（フェンス、芝生、植栽等）を整備する。
- ②既存補助競技場撤去跡地とメインスタンド前に駐車場を整備する。
- ③既存屋外トイレについて改修を行う。
- ④その他施設全体の利便性や景観上等から、老朽化等により対応が必要な施設について、所要の改修を行うものとする。

資 料 編

【別表1：大規模大会開催に向けての考察】

国民体育大会開催に向けての考察

(1) 国民体育大会施設基準(抜粋)についての考察

[○=問題無し △=改修等検討の必要有り ×=対応が難しい]

競 技	基 準	摘 要	現 況	適合
総合開・閉会式	式典会場は、陸上競技場とする。観覧席は仮設スタンドを含み、約3万人程度を収容できる施設。 雨天の場合に使用する体育館1。		観客席 24,000人。 雨天の場合に使用する体育館1。	×
陸上競技場	日本陸上競技連盟公認の1種競技場1。	1周 400mのサブトラック1、投げ練習場1。	1周 300mのサブトラック、投げ練習場なし。	×

公認陸上競技場および長距離競走路ならびに競歩路規定(抜粋)についての検討

[○=適合している ×=適合していない]

		第1種基準	現況	適合
1周の距離		400m。	適合している。	○
距離の公差		+1/10,000以内。	適合している。	○
走路	直線部	1レーンの幅は1m220又は1m250で8レーン又は9レーンとする 長さ115m以上。	レーン幅は、1m250である。 新設のレーン基準幅は1m220。 検討が必要。	×
	曲線部	1レーンの幅は1m220又は1m250で8レーン又は9レーンとする。	同上。	×
3,000m障害物競走設備(レーンの外側)		必要。	適合している。	○
補 助 競 技 場		全天候舗装 400m第3種公認陸上競技場。	300m第4種公認陸上競技場である。	×
各種跳躍場および各種	仕様に示す数。		適合している。	○

投てき場	ただし、円盤投とハンマー投サークルは兼用してもよい。	適合している。	○
人 数	15,000 人以上。 (芝生席を含む)	適合している。	○
更 衣 室	300 人以上収容し得ること。	適合している。	○
トレーニング場	第 1 種競技場ではウエイト・トレーニング場を必要とする。	適合している。	○
雨 天 走 路	メインかバックスタンド側にあることが必要。舗装材は競技場と同一とする。	適合している。	○
トラックとフィールドの舗装材	全天候舗装の施設を要する。	適合している。	○
インフィールド	天然芝とする。	適合している。	○
電気機器などの配管	設備を要する。	機器更新のため改修必要。	×
用 器 具 庫	2ヶ所以上で、合計 500 m ² 以上必要。	7か所 500 m ² 以上。	○
浴場またはシャワー	男女各 2ヶ所以上。	適合している。	○
競技場の撒排水設備	降雨直後の使用が可能のこと。 砂場、芝生等の管理に必要な数。	適合している。	○
競技場と場外との境界	競技場の荒廃毀損を防ぎ 競技会の際の混雑を防止し得る程度の堅牢な境界必要。	設計においての検討事項。	×
観覧席とトラックとの間の境界	観覧席からみだりに競技場内に出入できないように設備する。	設計においての検討事項。	×

・第1種公認陸上競技場の基本仕様についての検討

既設第1種公認陸上競技場（多目的）

競走路、助走路は全天候舗装とし、IAAF（国際陸上競技連盟）の示すTRACK AND FIELD FACILITIES MANUALの内容に準ずる。

[一部（ ）内は 新設基準]

[○=適合している ×=適合していない △=要検討事項]

	基 準	現 況	適合
競 走 路	1 トラックは8レーンまたは9レーンとする。 (1レーンの幅は1m220とする。) 走路の厚さは13mm以上とする。直走路のスタートライン付近の厚さは18mm以上とする。	現況1レーンの幅1m250は新設基準には適合していない。直走路のスタートライン付近の厚さ18mm以上のエリアが適合していない。（細則第7条）	×
	2 障害物競走の水濠は、レーンの内側または外側に設置する。水濠の部分の走路の厚さは25mm以上とする。	適合している。	○
	3 トラック内のマーキングは、必要最小限とする。	レーン幅を変更する場合は、全面修正となる。	×
跳 躍 場	4 第1曲走路側の半円部分をAゾーン、第2曲走路側の半円部分をBゾーンと称し、トラックの半径の2つの中心点を結んだ線の延長上の全天候舗装部分の長さは、原則としていずれかを25m以上とし、助走路の厚さは15mm以上とする。全天候舗装に直接踏切る部分の厚さは18mm以上とする。	踏切部分の18mm以上のエリアが適合していない。（細則第7条）	×
	5 走幅跳、三段跳の助走路ならびに砂場は、メインスタンド側またはバックスタンド側（インフィールドでもよい）に6カ所以上設置する。助走路の厚さは15mm以上とする。全天候舗装に直接踏切る部分の厚さは18mm以上とする。	砂場の箇所数6か所は適合。踏切部分の18mm以上のエリアが適合していない。（細則第7条）	×

	6 棒高跳の助走路ならびにボックスはAゾーン、Bゾーンのいずれかに2カ所または4カ所、アウトフィールドのバックスタンド側に2カ所または4カ所の合計6カ所以上を設置する。助走路の厚さは15mm以上とする。全天候舗装に直接踏切る部分の厚さは18mm以上とする。	Bゾーン4か所、アウトフィールドバックスタンド側2か所の合計6か所は適合。 踏切部分の18mm以上のエリアが適合していない。(細則第7条)	×
投げき場	7 投げき用芝生は、投げき距離が十分であるようスペースを確保する。	適合している。	○
	8 砲丸投は、芝生に投げきするようなサークルを2カ所以上設置する。その他Aゾーンまたは、Bゾーンのいずれかに扇形の投げきエリアをつくることができる。	Aゾーン扇形投げきエリア1か所、芝生投げき1か所。 Bゾーン芝生投げきエリア2か所。	○
	9 ハンマー投、円盤投のサークルは兼用型でもよいが、2カ所設置する。砲丸投のサークルと兼ねてはならない。	A・Bゾーン各1か所有り。	○
	10 ハンマー投の囲いのパネルの高さは9m、7mとする。円盤投の囲いは従来通りであるが、ハンマー投の囲いで兼ねることができる。	適合している。	○
	11 やり投げの助走路の末端は、やりが構造物と接触しないようにする。助走路の厚さは15mm以上とする。全天候舗装に直接踏切る部分の厚さは18mm以上とする。半円より外側の助走路の厚さは13mmでもよい。	踏切部分の18mm以上のエリアが適合していない。(細則第7条)	×
構造物	12 レーンの外側からスタンドまでは極力近づける。ただし、スタンドから競技全体が見わたせ、死角が生じないよう配慮する。	適合している。	○
	13 メインスタンド側のダッグアウトの幅は2m程度が望ましく、また床のレベルはグラウンドレベルが望ましい。やむをえない場合は50cmまで下げることができる。	ダッグアウトのフロアとグラウンド面との差異が70cm以上ある。	×

	14 ダッガアウトの天井の高さは最低2m300 以上が望ましい。	適合している。	○
	15 メインスタンドの中央廊下の幅は3m以上 が望ましい。	適合している。	○
	16 高齢者、身障者に配慮し車椅子席を設ける またその動線を確保する。	メインスタンド中央部に10 席程度のスペースがあるが、 フィニッシュライン付近等 他の場所での観戦にも配慮 されていることが望ましい。	△
	17 用器具庫は2カ所以上とし、合計面積は500 m^2 以上でマット等が完全に収容できるも のとする。用器具庫の出入口の高さ、間口 は、マット等の出し入れに支障のないよう にする。床はグランドレベルにする。	7か所 500 m^2 以上。 出入り口の状態、適合してい る。	○
設備	18 夜間照明設備を必要とし、1m220の高さで 平均照度が1000Lx程度とする。また、フィ ニッシュラインは、1500Lx以上を確保す る。	夜間照明は、フィニッシュラ インと防犯灯のみ。グラウン ド照明の整備が必要。	×
	19 電光掲示盤を設置することが望ましい。日 本選手権大会、国民体育大会、その他国際 競技会等の全国大会規模（以下、大規模競 技会）の会場では仮設でもよい。	電光掲示盤は整備されてい るが、機器更新による改修が 必要。	○
	20 スタンドの上層部には放送室、指令室、電 光掲示盤操作室等を設け、同一レベルに隣 り合わせて写真判定室ならびに装置を設 置する。また、下層部には、情報処理室、 コピー室、医務室、ドーピング検査室、ウ エイト・トレーニング室等を競技会運営上 最も使用しやすい場所に設ける。	所要諸室は現在不足してい るものもあるが、平面変更で 対応が可能。	△

その他の施設	21 記者席は仮設でもよいが、フィニッシュライン上方の観覧席に設置し、電話、モニタ一等の設置が可能な施設とする。	スタンド後方中央にブースが有るが、フィニッシュライン上に無い。	×
	22 大規模競技会では、監視カメラ（12カ所）を必要とする。	現状は未設置で設置が必要。	×
	23 観客の収容数は15,000人以上（芝生を含む）とする。少なくともメインスタンドは、7,000人程度で屋根付きとする。	24,000人。 メインスタンドは6,000人屋根なし。	×
	24 メインスタンドまたはバックスタンド側に雨天走路を必要とする。	適合している。	○
	25 役員、補助員等の休憩の場を確保する。	全体で調整可。	○
	26 補助競技場は、第3種公認陸上競技場とする。1周の距離が400mの全天候舗装で6レーンまたはそれ以上とし、直走路は8レーンとする。また、舗装材は主競技場と同等とし、表面仕上げおよび硬度は同一とする。	現在、1周300m6レーン。 直走路8レーン4種公認。	×
	27 大規模競技会では、投げ練習場は主競技場の至近に設置する。	補助トラック付近に砲丸サークルがあるのみ	×
	28 主競技場と補助競技場との動線を簡単かつ明快な関係にあるようにしなければならない。また、陸上競技場の設置にあたっては主競技場と補助競技場の相対関係（動線）を十分考慮し、特に召集所とその付近の仮設トイレ等を含めた施設づくりをする。	補助トラック位置検討後、場内動線について検討する。	△

【別表2：メインスタンド整備後諸室リスト】

【スタンド下層部に配置する諸室】

スタンド下層部	
室名	備考
玄関・ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・来場者が入場受付を行う玄関・ホールを設置する ・掲示物、展示物を置くスペースを確保する ・管理事務所執務室に隣接させ、執務室側に受付スペースを設置する
管理事務所執務室	<ul style="list-style-type: none"> ・施設管理を行う職員が執務するスペースを確保する ・執務内容は施設管理業務、受付業務、経理庶務等である ・執務人員は12人程度を想定している ・玄関・ホールに隣接して配置し、受付スペースを確保する ・事務に必要な事務用品を格納する倉庫も考慮する ・執務スペースとは別に応接室・休憩スペースを設置する
管理事務所所長室	<ul style="list-style-type: none"> ・管理事務所所長の執務スペースを確保する。
管理事務所職員更衣室	<ul style="list-style-type: none"> ・管理事務所職員の更衣室を確保する。
便所	<ul style="list-style-type: none"> ・選手・観客・来賓の動線を考慮し、配置する
電気室	<ul style="list-style-type: none"> ・場内の電気使用量を確保できるような設備を格納できるだけのスペースを確保する
情報処理室	<ul style="list-style-type: none"> ・大会の運営に際し、競技記録・集計等の作業を行う部屋を設置する ・競技記録管理を行う機器、競技運営に携わる各諸室との通信機器が設置可能な構造とし、20人程度が作業可能なスペースを確保する ・コピー室との移動が容易な構造とする
コピー室	<ul style="list-style-type: none"> ・大会運営本部や報道関係者に速やかに競技結果を報告するため、競技記録の印刷作業を行う部屋を設置する ・コピー機3台程度と印刷機2台程度、10人程度の作業が可能なスペースを確保する ・情報処理室との移動が容易な構造とする ・原則、表彰控室の至近に配置する
医務室	<ul style="list-style-type: none"> ・競技会において発生した傷害等への応急的な処置をしたり、競技会参加者の健康面を事前にチェックする部屋を設置する ・薬品戸棚、血圧計、体重計、ベッド5台程度、洗面所2か所程度、製氷機が設置可能なスペースを確保すること

	<ul style="list-style-type: none"> ・救急車への搬送を考慮した場所に設置すること
ウェイトトレーニング室	<ul style="list-style-type: none"> ・競技者の記録向上のためウェイトトレーニングを行う部屋を設置する ・ウェイトトレーニング機器（バーベル2セット、パワーラック・インプレスベンチ・レッグプレスマシン・チェストプレス・レッグカールは各1セット程度）を設置できるスペースを確保する ・20名程度がトレーニングを行えるスペースを確保する ・競技場に接近しない位置に配置するのが望ましい
本部室	<ul style="list-style-type: none"> ・大会役員が大会運営監視作業を行う部屋を設置する ・40名程度が待機・作業できるスペースを確保する ・テレビモニター2台程度が設置できるスペースを確保する ・原則、競技場全体を見渡せるスタンド下層部中央部分に配置する ・可動間仕切りにて分割できる構造とする
シャワー室・洗面室	<ul style="list-style-type: none"> ・選手が使用するシャワー室を設置する ・更衣室と隣接させる ・男女各10人程度が利用できるシャワー室確保する ・給湯設備を設置する場所を別途考慮する
ドーピング室	<ul style="list-style-type: none"> ・ドーピング検査のための採尿・尿検査を行う部屋を設置する ・机・椅子数脚、検査用器を設置できるスペースを確保する ・独立した構造とし、室内に便所を備えることとする
審判控室	<ul style="list-style-type: none"> ・競技審判を行う役員の更衣、待機場所となる部屋を設置する ・男性用、女性用各1か所ずつ設置する ・男女合計最大300人の審判員が更衣、待機できるスペースを確保する ・記録表示モニター2台程度が設置できるスペースを確保する ・競技場との移動が容易にできるよう競技場に面した位置に配置する
審判員室	<ul style="list-style-type: none"> ・競技審判を行う役員の打ち合わせ場所となる部屋を設置する ・50人程度で会議ができるスペースを確保する ・競技場との移動が容易にできるよう競技場に面した位置に設置する
選手更衣室	<ul style="list-style-type: none"> ・合計300人を収容できるだけのスペースを確保する ・可動間仕切りにより4分割できる構造とする。
器具庫	<ul style="list-style-type: none"> ・メイン競技場全体で2か所以上、合計面積500m²以上を確保する

	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口の高さ、間口はマット等の出し入れに支障がないように設定する
報道員室	<ul style="list-style-type: none"> ・報道関係者が取材活動を行う部屋を設置する ・通信機器を設置可能な構造とする ・独立した構造とすることが望ましい
表彰控室	<ul style="list-style-type: none"> ・表彰式に臨む大会入賞者が待機し、報道関係者のインタビューを受ける部屋を設置する ・役員・入賞者合わせて最大45人程度が椅子に座って待機できるスペースを確保する ・本部室の至近に配置することが望ましい
会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・大会開催時の監督会議等の諸会議及び打ち合わせを行う部屋を設置する ・可動間仕切りにより分割できる構造とする
選手招集室	<ul style="list-style-type: none"> ・競技に参加する選手が受付を行うスペースを設置する ・競技役員10人程度が受付作業が行えるスペースを確保する ・原則屋内に設置する ・補助競技場からメイン競技場の競技場所に移動する選手動線を考慮し配置すること
選手待機室	<ul style="list-style-type: none"> ・受付を終了した選手が待機するスペース及び競技を終了した選手が手荷物を受け取るスペースを設置する ・選手150人程度が待機できるスペースを確保する ・原則屋内に設置する ・選手召集室に隣接して配置すること ・フィニッシュ地点付近に設置することが望ましい

【スタンド上層部に配置する諸室】

スタンド上層部	
室名	備考
放送室	<ul style="list-style-type: none"> ・大会運営に必要な連絡事項を選手・役員及び観客に告知作業を行う部屋を設置する ・指令室及び電光掲示板操作室と同一レベルに設置し、相互の移動が容易な構造とすること ・場内全体が見渡せる位置に配置すること

指令室	<ul style="list-style-type: none"> ・大会の運営進行を行い、競技運営スタッフへの指示作業を行うための部屋を設置する ・無線機器、監視カメラ撮影映像用モニター、パソコンを設置できる構造とする ・7人程度の競技運営役員が作業できるスペースを確保する ・放送室及び電光掲示板操作室と同一レベルに設置し、相互の移動が容易な構造とすること ・場内全体が見渡せる位置に配置すること
電光掲示板操作室	<ul style="list-style-type: none"> ・電光掲示板（改修予定）の操作を行うため部屋を設置する ・電光掲示板の操作に必要な機材が設置可能な構造とし、7人程度の人員が作業可能なスペースを確保すること ・放送室及び指令室と同一レベルに設置し、相互の移動が容易な構造とすること ・場内全体が見渡せる位置に配置すること
写真判定室	<ul style="list-style-type: none"> ・写真判定を行う部屋を設置する ・写真判定に必要な機材、判定員10人程度が作業可能な構造とする ・放送室、指令室、電光掲示板操作室と同一レベルに設置することとする ・場内全体が見渡せる位置に配置すること
記者席	<ul style="list-style-type: none"> ・報道関係者が取材活動を行うスペースを設置する ・フィニッシュライン上方に設置し、競技場全体が見渡せる構造とする ・電話・モニター等の設置が可能な構造とする
貴賓観覧席	<ul style="list-style-type: none"> ・来賓者用の観覧席は屋内に配置し、場内全体が見渡せるよう設計すること ・貴賓室からスムーズに移動できる場所に配置すること
予備室	<ul style="list-style-type: none"> ・競技運営役員が待機する部屋をスタンド上層部に設置する ・場内全体が見渡せる位置に配置すること

【その他必要な諸室】

その他諸室	
室名	備考
貴賓室	<ul style="list-style-type: none"> ・来賓者用の控え室を設置する ・来賓の動線は警備上十分に配慮するものとし、選手・観客と動線を完全に分離させる構造とすること ・来賓者専用の便所、湯沸室を貴賓室の至近に設置する
随行員室	<ul style="list-style-type: none"> ・来賓随行者の控え室を設置する ・貴賓室に隣接させる ・随行者専用の便所を随行員室の至近に設置する
選手招集室	<ul style="list-style-type: none"> ・競技に参加する選手が受付を行うスペースを設置する ・競技役員 10 人程度が受付作業が行えるスペースを確保する ・原則屋内に設置する ・補助競技場からメイン競技場の競技場所に移動する選手動線を考慮し配置すること
選手待機室	<ul style="list-style-type: none"> ・受付を終了した選手が待機するスペース及び競技を終了した選手が手荷物を受け取るスペースを設置する ・選手 150 人程度が待機できるスペースを確保する ・原則屋内に設置する ・選手召集室に隣接して配置すること ・フィニッシュ地点付近に設置することが望ましい

【別表3：「位置・規模・構造の基準別表】

種 類
(一) 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第三号に規定する指定行政機関が使用する官庁施設（災害応急対策を行う拠点となる室、これらの室の機能を確保するために必要な室及び通路等並びに危険物を貯蔵又は使用する室を有するものに限る。以下（二）から（十一）において同じ。）
(二) 災害対策基本法第二条第四号に規定する指定地方行政機関（以下「指定地方行政機関」という。）であつて、二以上の都府県又は道の区域を管轄区域とするものが使用する官庁施設及び管区海上保安本部が使用する官庁施設
(三) 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県、大阪府、京都府及び兵庫県並びに大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第三条第一項に規定する地震防災対策強化地域内にある（二）に掲げるものの以外の指定地方行政機関が使用する官庁施設
(四) （二）及び（三）に掲げるものの以外の指定地方行政機関が使用する官庁施設並びに警察大学校等、機動隊、財務事務所等、河川国道事務所等、港湾事務所等、開発建設部、空港事務所等、航空交通管制部、地方気象台、測候所及び海上保安監部等が使用する官庁施設
(五) 病院であつて、災害時に拠点として機能すべき官庁施設
(六) 病院であつて、（五）に掲げるものの以外の官庁施設
(七) 学校、研修施設等であつて、災害対策基本法第二条第十号に規定する地域防災計画において避難所として位置づけられた官庁施設（（四）に掲げる警察大学校等を除く。）
(八) 学校、研修施設等であつて、（七）に掲げるものの以外の官庁施設（（四）に掲げる警察大学校を除く。）
(九) 社会教育施設、社会福祉施設として使用する官庁施設
(十) 放射性物質若しくは病原菌類を貯蔵又は使用する施設及びこれらに関する試験研究施設として使用する官庁施設
(十一) 石油類、高圧ガス、毒物、劇薬、火薬類等を貯蔵又は使用する官庁施設及びこれらに関する試験研究施設として使用する官庁施設
(十二) (一)から(十一)に掲げる官庁施設以外のもの

備考
一 この表において、「管区海上保安本部」とは、海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第十二条及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百五十八条に規定する管区海上保安本部をいう。
二 この表において、「警察大学校等」とは、警察法（昭和二十九年法律第二百六十二号）第二十七条に規定する警察大学校、同法第二十九条第四項に規定する皇宮警察学校、同法第三十二条に規定する管区警察学校並びに同法第五十四条に規定する警視庁警察学校及び道府県警察学校をいう。
三 この表において、「機動隊」とは、警察法施行令（昭和二十九年政令第二百五十一号）第三条に規定する機動隊をいう。
四 この表において、「財務事務所等」とは、財務省設置法（平成十一年法

律第九十五号) 第十五条及び財務省組織令(平成十二年政令第二百五十号)第八十三条に規定する財務事務所及び財務省組織規則(平成十三年財務省令第一号) 第二百六十一條に規定する出張所並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号) 第四十七条及び沖縄総合事務局組織規則(平成十三年内閣府令第四号) 第九十四条に規定する財務出張所をいう。

五 この表において、「河川国道事務所等」とは、国土交通省設置法(平成十三年法律第百号) 第三十二条及び地方整備局組織規則(平成十三年国土交通省令第二十一号) 第百四十条に規定する河川国道事務所、砂防国道事務所、河川事務所、国道事務所及び營繕事務所並びに内閣府設置法第四十七条及び沖縄総合事務局組織規則第九十四条に規定する国道事務所をいう。

六 この表において、「港湾事務所等」とは、国土交通省設置法第三十二条及び地方整備局組織規則第百四十条に規定する港湾事務所、港湾・空港整備事務所、空港整備事務所及び航路事務所並びに内閣府設置法第四十七条及び沖縄総合事務局組織規則第九十四条に規定する港湾・空港整備事務所及び港湾事務所をいう。

七 この表において、「開発建設部」とは、国土交通省設置法第三十四条に規定する開発建設部をいう。

八 この表において、「空港事務所等」とは、国土交通省設置法第三十九条及び地方航空局組織規則(平成十三年国土交通省令第二十五号) 第三十五条に規定される空港事務所、空港出張所、空港・航空路監視レーダー事務所、航空路監視レーダー事務所、航空無線標識所、航空無線通信所及び航空衛星センターをいう。

九 この表において、「航空交通管制部」とは、国土交通省設置法第四十条に規定する航空交通管制部をいう。

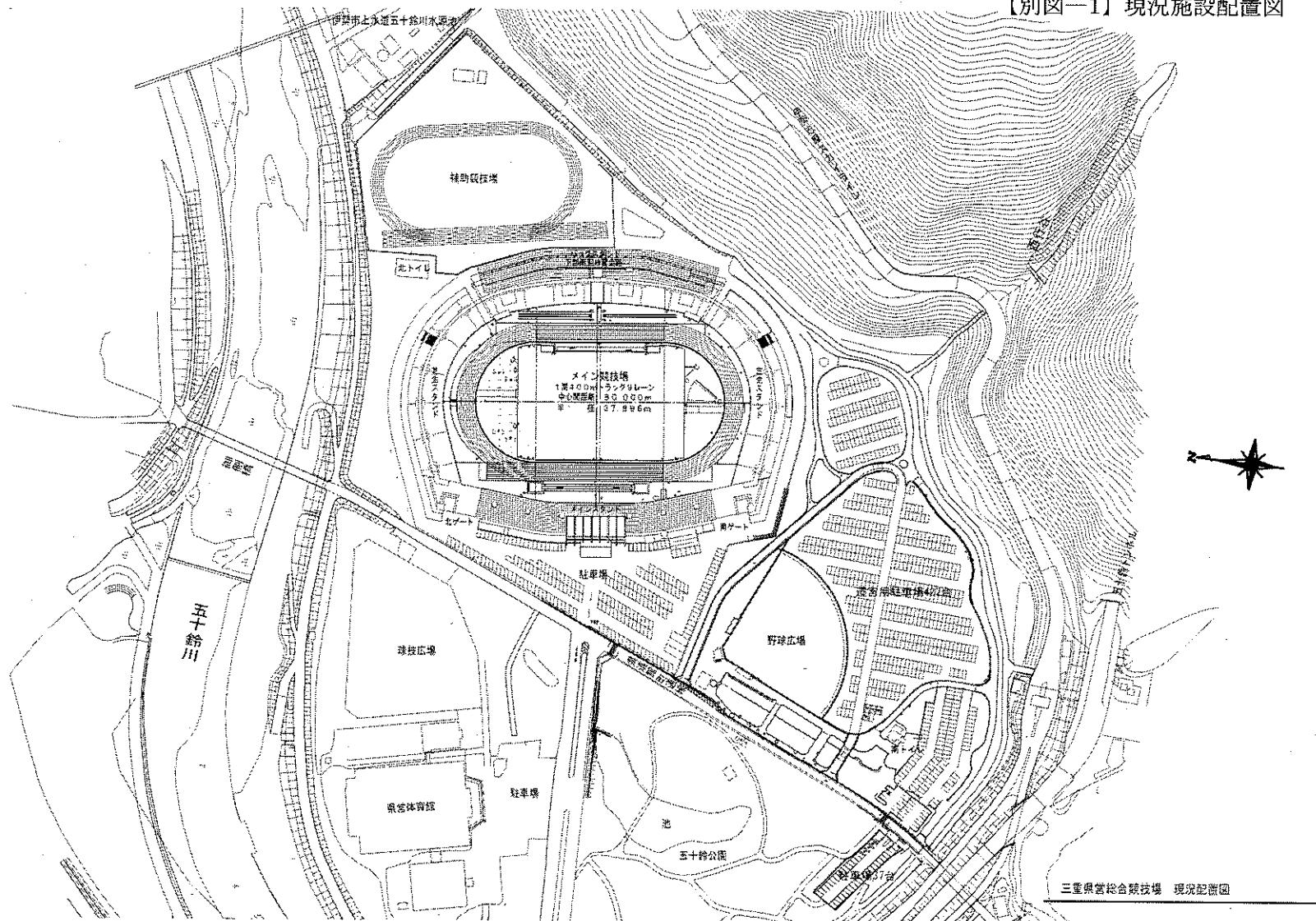
十 この表において、「地方気象台」とは、国土交通省設置法第五十条第一項に規定する地方気象台をいう。

十一 この表において、「測候所」とは、国土交通省設置法第五十条第三項に規定する測候所をいう。

十二 この表において、「海上保安監部等」とは、海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号) 第十三条及び海上保安庁組織規則(平成十三年国土交通省令第四号) 第百十八条に規定する海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地、海上保安署、情報通信管理センター、海上交通センター、航空整備管理センター、航空基地、特殊警備基地、特殊救難基地、機動防除基地、ロランセンター及び航路標識事務所をいう。

【別図一】現況施設配置図

(資料)



【別図一-2】改修後施設配置計画図

(資料)

